

* 2018年6月(第3版)
2017年8月(第2版)新記載事項に基づく改訂

医療機器届出番号: 24B2X00003000011

歯科材料 09 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用研磨器材(コード 70907000)
ビックリサンド

【形状・構造及び原理等】

形状	色調	成分
粉末	白色	白土

【原理】

本材を研磨面及び回転ブラシに停留させ、物理的に研磨させる。

【使用目的又は効果】

- 1) アクリルレジン、硬質レジン等の各種レジンの研削
- 2) 金銀パラジウム合金等の硬度の低い金属前装冠などの研磨。

【使用方法等】

- ① 本材粉末1に対して水2.0~2.5の体積比率で、ペースト状にする(使用用途に応じて水量を増減させ、適度な練和感になるよう、調節してください)。
- ② レーザ用ブラシ、府バフ、皮バフ、化学繊維ホイール等を用いて研磨作業を行う。

【使用方法に関する使用上の注意】

- 1) 本材は、【使用目的又は効果】に記載の用途以外に使用しないこと。
- 2) 本材は、歯科医療有資格者以外は使用しないこと。
- 3) 本材を扱う際、粉塵による人体への影響を避けるため、局所吸塵装置、防塵マスクなどを使用し、粉塵を吸入しないこと。
- 4) 本材を扱う際、目の損傷を防ぐために、保護メガネなどの防具を使用すること。
- 5) 研磨作業終了後の、レーザ用ホイールに付着した残分は、ふきとるか、水で洗い流すこと。
- 6) 一度に多量の研磨材を使用した場合、排水溝がつまるおそれがあるので、使用後は多量の流水で洗い流すこと。
- * 7) 研磨に適した使用回転数の範囲内で使用すること。

【使用上の注意】

【重要な基本的注意】

- 1) 本材の使用により、発疹、皮膚炎などの過敏症状が現れた場合は使用を中止し、医師の診断を受けること。
- 2) 本材又は練和物は、目に入らないように注意すること。万一目には入った場合には、すぐに多量の流水で洗浄し、眼科医の診断を受けること。

【保管方法及び有効期間等】

【保管方法】

- ・本材は、高温・多湿の場所を避けて保管すること。
- ・本材は、歯科の従事者以外が触れないように、適切に保管・管理すること。

【有効期間】

本品の使用期間は包装に記載の通り。(当社データによる)

※記載例(20YY-MMは有効期限20YY年MM月を示す)

包装・容器に記載の使用期限までに使用すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者 : 瞳化学工業株式会社

住所 : 〒510-0804 三重県四日市市万古町8番9号

電話番号 : 059-331-2354

製造業者 : 瞳化学工業株式会社